

#### 4 森推鳥第 210 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

令和 4 年 11 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

### 1 三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区

#### (1) 区域

伊那市長谷所在の浦国有林中、第 2 林班から第 4 林班までの各林班、同第 56 林班から第 59 林班までの各林班、同第 65 林班及び第 66 林班、同第 70 林班から第 73 林班までの各林班、同第 89 林班から第 94 林班までの各林班、同第 101 林班から第 104 林班までの各林班、同第 108 林班から 120 林班までの各林班の区域一円。（面積 4,914 ha）

#### (2) 存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで

#### (3) 保護に関する指針

特別保護地区内での行為許可時に条件を付す等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

生態系の保全について、植生等の状況把握とニホンジカの防除（個体数管理、防護柵）を可能な限り組み合わせて実施することにより、効果的な対策を図る。

### 2 のぞきど鳥獣保護区特別保護地区

#### (1) 区域

木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道牧道線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を 300 メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、二段田川に掛かる橋を渡り、同橋から 100 メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から村有林と私有林との境界を北東南進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、のぞきど森林公園の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と林道野尻

与川線との接点に至り、同点から同林道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積 178 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

大桑村をはじめ地元関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護管理員の巡視等により当該鳥獣保護区の適正な管理運営を行う。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

風吹岳鳥獣保護区の内、北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びに小班並びに同浦川国有林中第636林班ほ小班、ち小班及びぬ小班までの各林小班の区域一円。（面積 116 ha）

(2) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

獣類による被害など、植生等の状況把握に努め、必要に応じて個体数調整等により適切に対応する。